

～障がいのある方を支える～ 障がい者福祉事業



障がいのある方に対して、次のような制度があります。



障がい者手当

特別障害者手当等 所得制限あり

対象

重度障がい者(身体・知的・精神)で、常時特別な介護が必要な方

内容

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(2・5・8・11月に支給)

手当月額

15,220円～34,830円

在宅重度障害者手当 所得制限あり

対象

- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定のいずれかをお持ちの方
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の両方をお持ちの方

内容

在宅の重度障がいの方に支給(特別障害者手当等の受給者を除く)
(4・8・12月に支給)

手当月額

6,750円～15,500円

心身障害者手当

対象

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかをお持ちの方

内容

在宅の障がいの方に支給(3・9月に支給)

手当月額

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級 2,000円

身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級 1,000円



福祉タクシー料金助成事業・有料道路割引制度

福祉タクシー料金助成事業

対象

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第5項症、被爆者健康手帳のいずれかをお持ちの方

内容

タクシーを利用する場合、利用券1枚につき500円以内を助成します(年24枚)。

利用券は、乗車1回につき2枚まで利用できます。

有料道路割引制度

対象

身体障害者手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方

内容

障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または第1種障がい者が乗車し、介護者が運転する場合に通行料金が割引されます。

福祉課で、事前に申請が必要です。



障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、次の事業を実施しています。

障がい福祉サービス

右記の利用には「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必要です。

「指定特定相談支援事業所」「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が、計画を作成するために居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービスの意向等をお聞きしながら、必要なサービスを記載した計画を作成します。

日中活動 ※ (昼間の活動を支援するサービス)

介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・重度障がい者等包括支援

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

居住支援 ※ (生活の場におけるサービス)

介護給付

- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・共同生活援助
(グループホーム)

障がい児通所支援事業

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。

補装具費支給事業 所得制限あり※

対象

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・難病患者等の方

内容

身体機能の障がいを補う装具(日常生活を容易にするための器具)の購入・修理・借り受けに要する費用を支給します。

料金等

原則、費用の1割負担

軽度・中等度難聴児支援事業

対象

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)

内容

補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の発達や、学習の困難さの解消を支援します。

料金等

「費用額の基準」を上限に購入額の1/3

地域生活支援事業 ※

- ・相談支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・訪問入浴サービス事業
- ・自動車改造費・自動車運転免許取得費の助成事業



おでかけタクシー

高齢の方

障がいのある方

妊産婦の方

通院や買い物などの日常的な外出を支援するため、令和5年1月からスタートしている事業です。

対象

- 市内に住民票があり、次のいずれかに該当する方
- ・75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳A判定またはB判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- ・妊婦の方および出産後1年未満の方

申請

利用するにはあらかじめ登録申請が必要です。顔写真や本人確認書類など、必要な持ち物は窓口へお尋ねください。なお、手続きは高齢介護課および健康推進課でもできます。

事業により対象となる方が
異なりますので、
ご確認ください。



- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②世帯員がすべて65歳以上で構成されている世帯の方
- ③世帯員が65歳以上と身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ④身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ⑤65歳以上の方で同居する方の就労等により日中高齢者のみで生活する方



高齢者救急支援事業

救急時の迅速な対応のために【救急あんしん君】とマグネットを無料で配布しています。「緊急連絡先」や「かかりつけ医」などを記入した救急情報登録連絡書を容器【救急あんしん君】に入れ、冷蔵庫に保管していただけます。

対象 ①～③いずれかに該当する方



高齢者配食サービス事業

心身の障がい、傷病等により食事の用意をすることが困難な高齢者の方にお弁当(昼)の配達を行っています。

対象 ①②③⑤いずれかに該当する方

配達日 祝日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間のうち、心身の状況等により適当と認められる食数を配達します。

利用料 1食350円または450円(所得状況により決定します)



緊急通報システム事業

家庭内で急病などになったとき、緊急通報装置本体のボタンを押すだけで、緊急通報センターに通報できます。

対象 ①～④いずれかに該当する方

利用料 所得税課税年税額に基づき決定します(ただし、生計中心者が所得税非課税の場合は無料)。

※利用にあたっては、緊急時に通報センターからの依頼により、利用者宅へ15～20分程度で駆けつけられる協力員の方3人(うち1人は、民生委員)の氏名・住所・連絡先等の登録が必要です。



寝具洗濯乾燥サービス事業

寝具の洗濯・乾燥サービスを行っています。

対象 市民税非課税世帯で、市内在住の在宅(サービス付き高齢者向け住宅等を除く)で生活している次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・世帯員がすべて65歳以上で構成されている世帯で、介護保険で要介護度1～5と認定された方

利用料 無料

※申請方法・実施時期については、市政のひろば7月号でお知らせします。



家族介護用品支給事業

紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給します。

対象 市内在住で次のすべてに該当する方

- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険で要介護度4または5と認定された方を、在宅(サービス付き高齢者向け住宅等を除く)で介護されている同居家族の方

支給限度額 年間6万円

※申請方法・実施時期については、市政のひろば6月号・12月号でお知らせします。



家族介護継続慰労金支給事業

介護保険で要介護度4または5と認定された方の在宅高齢者を介護している家族の方に対し、慰労金を支給します。

対象 介護保険で要介護度4または5と認定された方で、介護保険料の未納金が発生しておらず、市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービス(居宅介護支援サービス、年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった方を現に介護している家族の方

支給額 10万円



ひとり暮らし老人登録

登録をすると、病気などの緊急時に、本人に代わり緊急連絡先に登録してある方へ連絡をします。

また、各民生委員が日頃から訪問等を通じて安否確認を行うこともあります。

対象 ①に該当する方

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護予防や介護保険サービス、認知症や高齢者虐待防止等に関する総合相談窓口です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師などが、関係機関と連携を図り、様々なサービスを利用しながら支援しますので、お気軽にご相談ください。必要に応じて訪問相談も行っています。

北地域包括支援センター ☎22-4771

古川町2-56(グループホームふるかわ隣り)

中地域包括支援センター ☎23-3463

南新開町1-98(老人保健施設六寿苑隣り)

南地域包括支援センター ☎32-3066

唐臼町半池72-6(特別養護老人ホーム恵寿荘内)



外国人高齢者福祉手当

日本国籍を有しない大正15年(1926年)4月1日以前に出生した方で、公的年金等の受給をしていない方に対し、外国人高齢者福祉手当を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・昭和57年1月1日以前から引き続き、旧の外国人登録法に基づき登録をされ、平成24年7月9日以降引き続き、住民基本台帳に記録されている
- ・本市に引き続き1年以上居住している

※ただし、養護老人ホーム等の施設に入所している方や生活保護を受給している方等は対象になりません。

支給額 1ヵ月 5,000円



社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業

社会福祉法人等による介護(介護予防)サービス利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を軽減します。

対象 市民税非課税世帯の要介護被保険者等であり、次のすべてに該当する方

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

対象サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ・通所介護(デイサービス)
- ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・地域密着型通所介護
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護等

※ただし、軽減する旨を申し出た社会福祉法人等によるサービスに限ります。

介護支援ボランティア

この制度は、高齢者の皆さんに、ボランティア活動とおして自発的に地域貢献をしながら、ご自身の健康増進や介護予防に繋がっていただくことを目的としています。また、その活動に応じてポイントが支給され、そのポイントを活用することができます。

対象 市内在住の65歳以上の方(津島市介護保険第1号被保険者)

活動内容 市内のボランティア受入機関等で行うボランティア活動

活動の流れ

1. ボランティア登録

市社会福祉協議会でボランティア登録をし、「ボランティア手帳」を受け取ります。

2. ボランティア活動

指定された施設や団体などでボランティア活動を行います。

3. 手帳にスタンプをもらう

ボランティア活動終了後、活動先施設などから手帳にスタンプを押してもらいます(30分ごとの活動で1スタンプ、1日4スタンプが上限)。

4. スタンプを評価ポイントに交換

スタンプを押した手帳を市社会福祉協議会に提示し、評価ポイントに交換します。

5. 評価ポイントの活用

評価ポイントを1ポイント1円相当で還元します(年間5,000円が上限)。

※評価ポイント還元時に介護保険料の未納・滞納がない方が対象です。なお、現金ではなく、寄付または地域振興券での還元となります。

スタンプ数	評価ポイント
10~19	500
20~29	1,000
30~39	1,500
40~49	2,000
50~59	2,500
60~69	3,000
70~79	3,500
80~89	4,000
90~99	4,500
100~	5,000

下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になります。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当する方は、早めに手続きをしてください。

生活保護法など、公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は、対象になりません。

区分	子ども医療	障がい者医療	母子・父子家庭医療
対象	受給資格 出生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	・身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳A・B判定の方 ・自閉症状群と診断された方	・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 ・上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 ・父母のいない18歳以下の児童
	所得等制限 無	無	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額
助成内容	医療保険の自己負担額	医療保険の自己負担額	医療保険の自己負担額
新規の申請手続きに必要なもの	・お子さんの健康保険証 ・申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等	・健康保険証 ・申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自閉症状群については医師の診断書(3カ月以内有効)	・健康保険証 ・申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 ・母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証書等) ・マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を交付されている方を対象に、医療機関で支払った自己負担額を、市への申請により助成します。

対象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証」を交付された方(償還払※2)	医療保険の自己負担額(小児慢性特定疾病に係る自己負担額のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	・健康保険証 ・小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ・領収証 ・振込先口座番号等のわかるもの

区分		精神障がい者医療	後期高齢者福祉医療
対象	受給資格	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者手帳をお持ちの方 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・ねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※2)
	所得等制限	無	一部有 ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 ・ねたきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税(※3)
助成内容		医療保険の自己負担額 指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)
新規の申請手続きに必要なもの		・健康保険証 ・申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 ・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し	・健康保険証 ・申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 ・障がい者の方は障がい者医療と同様 ・母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 ・精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 ・ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※4)、後期高齢者福祉医療(ねたきり・認知症)所得制限に関する申出書

- ※1 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方
 - ・令和5年10月までに申請する方で、令和4年1月2日以降に他市町村から転入された方
 - ・令和5年11月以降に申請する方で、令和5年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ※2 償還払・・・医療機関で自己負担額を支払った後、市への請求により後日医療費の支給を受ける方法
- ※3 世帯(同一住所も含む)と生計維持者
- ※4 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方
 - ・令和5年7月までに申請する方で、令和4年1月2日以降に他市町村から転入された方
 - ・令和5年8月以降に申請する方で、令和5年1月2日以降に他市町村から転入された方



未熟児養育医療費助成制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児が入院中に申請をする必要があります。